

運転免許更新新時講習

○4月11日（木）
▽優良13時15分～▽違反14時～
※受付は30分前から行います。
所える夢館2階視聴覚室
対公安委員会から送付された切替通知書により、池田警察署で切替手続きを終了された方
詳細▽豊頃町で行われる講習月は偶数月▽種別は「優良」（13時15分～）、「違反」（14時～）のみ▽「一般」または「初回」を受講される方は、池田会場等で受講してください。▽次回の講習予定は6月6日（木）です。

参考～町外実施会場

会 場	日 時
池田会場 (西部地域コミセン) 池田町字利別東町12-11 ☎(579) 2138	4月9日(火) 5月7日(火) 違反 10:00 優良 13:00 一般 13:40 初回 14:50 (4月のみ)
浦幌会場 (中央公民館) 浦幌町字桜町15番地5 ☎(576) 3095	5月10日(金) 優良 13:30 違反 14:30

注) 十勝池田警察署管内

猫を正しく飼いましょう！

「野良猫を捕獲してほしい」「隣の猫が車庫に入って糞やいたずらをして困る」といった苦情が寄せられています。

野良猫も『動物の愛護および管理に関する法律』で愛護動物とされています。この法律の目的は、人と動物の共生に配慮することであり、処分を目的に野良猫を捕獲することはできません。飼いが愛情と責任を持ち、周囲に迷惑のかわらない正しい飼育を行わない限り、捨て猫、放し飼いによる周囲への問題の根本的な解消にはなりません。

●野良猫にエサをあたえないでください！
●室内で飼うようにしましょう！
●不妊去勢手術をしましょう！

問役場住民課生活環境係 ☎(574) 2213

町有バスおよびコミュニティバス時刻の一部を改正します

JR北海道のダイヤ改正に伴い、町有バスおよびコミュニティバス時刻の一部を変更し、運行します。
詳しくは、本誌に折り込みの町有バス・コミュニティバス時刻表をご確認ください。

問役場住民課生活環境係 ☎(574) 2213

新入学(園)期の交通安全期間
4月8日(月)～4月12日(金)

春は新入学児童や園児が期待に胸を膨らませて通学・通園をスタートさせる季節です。

交通安全を心がけ、新入学児の交通事故をなくしましょう。



畜犬取締り・野犬掃とうの実施

問役場住民課生活環境係 ☎(574) 2213
「豊頃町畜犬取締および野犬掃とう条例」に基づき、次のとおり野犬掃とうを実施します。
期間▽4月1日(月)～9月30日(月)
区域▽町内全域
方法▽捕獲・葉殺
注意▽期間中、つながれていない犬はすべて野犬とみなされ処分の対象となりますので、2m以内の鎖でつなぐか、檻で飼うようお願いします。
また、日ごろから犬が放れることのないよう、首輪や檻の扉などの点検をしましょう。

問役場住民課生活環境係 ☎(574) 2213



税金

振替納付日について

平成30年度分の確定申告の振替納付日は、次のとおりです。

・平成30年分の所得税および復興特別所得税の確定申告
▽平成31年4月22日(月)
・平成30年分の個人事業者の消費税および地方消費税の確定申告
▽平成31年4月24日(水)

期限内に納付できなかった場合や、振替口座の残高不足等で振替できなかった場合には、法定納期限の翌日から納付の日まで延滞税がかかります。
※納付書は、税務署又は所轄の税務署管内の金融機関に用意しています。
問十勝池田税務署 ☎015(572) 2171



その他

住宅用火災警報器の維持管理について

定期的な作動確認をしていますか？
点検ボタンを押すか点検ひもをひっぱり、定期的に作動確認しましょう。
作動確認しても警報器に反応が無ければ、本体の故障か電池切れです。警報器

畜犬登録および狂犬病予防注射を行います

2019年度畜犬登録・狂犬病予防注射を次の日程で実施しますので、畜犬飼育者(生後91日以上の犬の飼育者)は、最寄りの実施場所です必ず受けてください。

なお、農村地区の登録済飼育者については「巡回個別日程表」を送付しますので、日時を確認し在宅願います。
また、当日不在の方は最寄りの場所、または十勝農業共済組合東部事業所で受けてください。

十勝農業共済組合東部事業所

期間▽5月8日(水)～
時間▽15時30分～17時
※必ず電話確認(☎(574) 2421)してください

【畜犬登録・狂犬病予防注射の日程】

5月8日(水)	
中央新町▶児童公園	9:00～9:15
豊頃南町▶旧豊頃駐在所前	9:25～9:35
豊頃旭町▶JR豊頃駅前	9:40～9:50
茂岩新和町▶茂岩神社前	10:00～10:10
茂岩末広町▶永井誠司宅前	10:15～10:25
茂岩末広町▶末広近隣センター前	10:30～10:45
茂岩栄町▶保健センター駐車場	10:50～11:10
旅来	11:25～
安骨	11:40～
大津寿町▶大津駐在所前	13:30～13:40
大津幸町▶大津支所前	13:45～14:00
湧洞	14:20～
長節	15:30～

5月9日(木)	
礼文内・十弗・北栄・育素多・上幌岡	8:50～
下幌岡・豊頃・牛首別・二宮東	13:10～

5月10日(金)	
統内・礼作別・農野牛・下農野牛	9:10～
二宮中央区・二宮西区	13:30～

【料金(1頭につき)】
▽登録済の犬▶注射料3110円
▽未登録の犬▶注射料3110円、登録料3000円

【注意】
①この登録と予防注射は、狂犬病予防法に基づき実施しています。受けられない飼育者は法律により処罰されることがありますので、必ず受けてください。

②登録は犬の生涯で1度ですが、登録事項変更(死亡・不明・所有者住所の変更等)が生じたときは、速やかに役場住民課へ届け出てください。

問役場住民課生活環境係 ☎(574) 2213

の本体または、電池を交換しましょう。

※故障か電池切れかわからないときは、取扱説明書を確認するか、メーカーに問い合わせください。なお電池切れと判明した警報器が設置から10年以上経過している場合、本体内部の電子部品が劣化して火災を感知しなくなる恐れがあるため、本体の交換を推奨しています。

問豊頃消防署予防係 ☎(574) 2310

4月20日(土)～30日(火)
春の全道火災予防運動

【統一標語】

忘れてない？サイフにスマホに火の確認

大切な命を守るため、次の住宅防火対策をしましょう。

また、火災予防運動期間中、防火意識の高揚のため、午前7時から30秒間サイレンを吹鳴します。

《3つの習慣》

▽寝タバコは絶対にやめる。
▽ストーブは、燃えやすい物から離れた位置で使用する。
▽ガスコンロ、天ぷら鍋のそばを離れるときは、必ず火を消す。

《4つの対策》
▽逃げ遅れを防ぐため、住宅用火災警報器を必ず設置しましょう。
▽火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置しましょう。
▽カーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用しましょう。

▽高齢者や身体の不自由な人を守るために、隣近所で協力しましょう。

問豊頃消防署 ☎(574) 2310

4月25日～5月25日まで無煙期間
大切な森林を火災から守ろう

昨年は、十勝管内で7件発生し、約33ヘクタールの森林が焼失しています。豊かな明るい町づくりのため、大切な森林を火災から守りましょう。

■林野火災予防のために、豊頃町林野火災予防対策要綱に基づき4月25日から5月25日までを「無煙期間」とし、町内全域一切火入れをすることはできません。

■無煙期間以外で、火入れをするときは届出が必要で、火入れ箇所により届出先が異なります。

○山林(地拵)▽役場産業課林政係
○その他▽豊頃消防署

留意事項▽生活環境の悪化が懸念される箇所での火入れはご遠慮ください。
▽強風注意報、乾燥注意報、火災警報が発令の場合、火入れはできません。

【山に入るときの注意！】

山菜採り、ハイキング、魚釣り等のため入林するときは、管理者(道有林は十勝総合振興局森林室、町有林は役場産業課、民有林は森林所有者)の許可を受けてから入林してください。なお、入林に際しては、タバコの吸殻等、火気の取扱いに細心の注意をお願いします。

問役場産業課林政係 ☎(574) 2217